

奈良県教育委員会教育長訓令第七号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務決裁規程（昭和四十一年九月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

第一条中「教育長」の下に「及び教育次長」を加える。

第二条第六号中「学校」の下に「及び橿原考古学研究所」を加える。

第三条第二項中「又は橿原考古学研究所長」、「又は橿原考古学研究所附属博物館」及び「それぞれ」を削る。

第八条中「（ただし、橿原考古学研究所にあつては、副所長（管理担当））」を削る。